

Title	アカウントビリティーの意味 : アカウントビリティーの概念の基本的構造
Author(s)	蓮生, 郁代
Citation	国際公共政策研究. 2010, 14(2), p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4491
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

アカウンタビリティの意味*
—アカウンタビリティの概念の基本的構造—

Conceptual Analysis of Accountability*
—Fundamental Structure of the Concept of Accountability—

蓮生郁代**

Ikuyo HASUO**

Abstract

The concept of accountability is widely used in various dimensions of our daily life, but the very meaning of the concept is too vague to be identified. This article not only explores the meaning of accountability regarding who is accountable to whom, but also aims to identify fundamental elements of the concept of accountability. In analyzing the concept of accountability, this article applies a method of legal philosophy based on an analysis of four different sub-concepts of responsibility proposed by H.L.A. Hart and that of other sub-concepts drawn from Hans Kelsen.

キーワード：アカウンタビリティ、責任、義務、法哲学、公的監査

Keywords : Accountability, Responsibility, Obligation, Duty, Legal philosophy,
Public accountancy

* 本稿の構想を練るにあたり、United Nations University Tokyo Symposium on Accountability (2006年10月16-17日開催)における瀧川裕英先生の報告から多くの示唆を得たことに、謝意を表したい。

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

はじめに

アカウントビリティーという用語は、現代社会のあらゆる局面、たとえば政治、行政、企業経営、教育、哲学、人間関係などにおいて頻繁に用いられている。このように、アカウントビリティーの概念は、分野横断的な広範な概念である一方、あいまいな概念でもある。本論文は、アカウントビリティーとは、誰が、誰に対して、どのような責任あるいは義務を負っていることを意味しているのかという、アカウントビリティーの概念の意味や基本的構造の解明を目的とする。

本論文で採用される分析手法は、法哲学的手法である。本論文は、イギリスの公的監査理論におけるアカウントビリティーの概念の基本的要素に関する研究成果を、法哲学上の責任概念の分析成果を用いて解明しようとすることに特色がある。

本論文の分析手順は、次の通りである。まず第1章では、日本においては「輸入された術語」として用いられているアカウントビリティーの概念が、各国においてはどのように用いられているのかその現状を考察する。次に第2章では、多様かつ多義化した現代のアカウントビリティーの概念の最大公約数的な定義の抽出を試みる。第3章と第4章では、アカウントビリティーの概念の基本的構造を、法哲学の責任概念の研究成果に基づき分析することを試みる。そして、最後にアカウントビリティーの概念の一般的意味を、法哲学上の責任概念の分析を用いて説明しようとする。

1 「輸入された術語」としてのアカウントビリティー

アカウントビリティーの概念の分析が困難な理由の一つには、類義語の数多性がある。アカウントビリティーの概念と類似した概念としては、たとえば、responsibility、liability、duty、answerability、burden、imputationその他などが挙げられる。これらの概念は、アカウントビリティーと非常に似通っており、論者によっては混同して用いられることもしばしばである。

アカウントビリティーの概念は、その中でもとりわけ責任（responsibility）概念との類似性がしばしば指摘されてきた¹⁾。ただし、キャロル・ハーロー（Carol Harlow）も指摘したように、歴史的には責任概念のほうが、社会生活のあらゆる場面において古くから多様な多義性をもって用いられてきた。そこにおいてアカウントビリティーの概念は、会計や監査などの分野における専門用語とみなされ、最近に至るまで社会生活における一般的活用はされてこなかった²⁾。

それは、イギリスの政治学上のコンスティテューショナルな議論においても同様であり、アカウントビリティーという概念は、最近になるまであまり用いられてこなかった。イギリスの古典的な議論において王と行政府と議会の関係を論じる際用いられてきたのは、主に責任（responsibility）

1) カール・フリードリッヒ（Carl J. Friedrich）とヘルマン・ファイナー（Herman Finer）間の行政学上有名な「アカウントビリティー」の論争においても、実は、「行政的責任（administrative responsibility）」、すなわち「責任」という術語が用いられていたことを想起されたい。たとえば、次を参照。Finer, Herman, "Administrative Responsibility and Democratic Government", *Public Administrative Review*, Vol. 1, 1941, pp.335-350.

2) Harlow, Carol, *Accountability in the European Union*, Oxford: Oxford University Press, 2002, p.1.

概念のほうであった³⁾。それは、19世紀の思想家ダイシー（A.V. Dicey）の法の支配の議論においても、同様であった⁴⁾。しかし、リチャード・ムルガン（Richard Mulgan）も指摘するように、現代においてはアカウントビリティーの概念は、民主的ガバナンスや自由民主主義の根幹とみなされるようになってきている⁵⁾。このようにアカウントビリティーの概念は、従来、政治学上責任概念の範疇とされていた分野に徐々に乗り入れてきた状況が観察される。

ただし、ここで留意すべきは、アカウントビリティーとはあくまで英語の術語であるということである。イギリスの政治学あるいは政治思想史において観察されたこのような状況は、他の非英語圏の政治学あるいは政治思想史においても、同様に観察されうるのだろうか。

これに対して、ムルガンは、英語以外の他のヨーロッパの言語や著述には、責任概念に相当する術語は存在しても、アカウントビリティーに正確に相当する術語は存在せず、依然として輸入された概念として使用されていることを指摘した⁶⁾。また、ピエール・アブリル（Pierre Avril）も、ムルガン同様に、アカウントビリティーという術語が輸入された概念にとどまっている現状を指摘していた。すなわち、イタリア語でも、スペイン語でも、フランス語でも、もしも “la responsabilité des gouvernants devant le peuple, au double sens de lui rendre compte et de tenir compte de lui” という概念を表現したいときには、アカウントビリティーという英語の術語を借用する必要があるということを示した⁷⁾。またその一方でオリビエ・ベオー（Olivier Béaud）のように、フランス語の “responsabilité” と英語のアカウントビリティーとはほぼ同等の意味合いをもっているが、そのどちらの意味合いもフランスにおいては正確には理解されていない、と指摘した論者もある⁸⁾。すなわち、ヨーロッパの非英語圏の政治学あるいは政治思想史においては、責任概念に該当する固有の術語は存在してきたが、アカウントビリティーに関してはそれほど広範に用いられていないか、あるいは依然として英語からの輸入の術語として用いられている状況のいずれかが観察されうる⁹⁾。

3) *Ibid.*, p.6.

4) Dicey, A.V., *Introduction to the Study of Law of the Constitution* (10th edition), London: MacMillan, 1959.

5) Mulgan, Richard, “Accountability: an Ever-Expanding Concept?”, *Public Administration*, vol.78, 2000, pp.555-574. See also Oliver, Dawn, *Government in the United Kingdom: The Search for Accountability, Effectiveness and Citizenship*, Milton Keynes: Open University Press, 1991, p.28.

6) Mulgan (2000), *op.cit.*, p.555.

7) Avril, Pierre, “Les Fabriques des Politiques” in N. Wahl and J.-L. Quermonne (eds.), *La France Présidentielle*, Paris: Presses de la FNSP, 1995, p.65.

8) Béaud, Olivier, “La Responsabilité Politique Face à la Concurrence d’Autre Formes de Responsabilité des Gouvernants” in Special Issue, “La Responsabilité des Gouvernants”, Vol. 92 (2000), *Pouvoirs*, p.23. ただし、フィリップ・セギュール（Philippe Segur）のように、フランス語のresponsabilitéとは、常に、「議会に対する政府の応答の義務（L’obligation pour les gouvernants de répondre devant le Parlement）」すなわち、英語のアカウントビリティーにほぼ相当する意味合いを示してきたのだと指摘する論者もある。Segur, Philippe, *La Responsabilité Politique*, Paris: PUF, 1997, p.17.

9) たとえば、前者のアカウントビリティーの概念が広範に用いられていない例として、オランダ語やフラマン語においては、責任概念に該当する “verantwoordelijkheid” という術語が、議会に対する行政府の責任の概念（すなわち、政治的アカウントビリティー）にも用いられてきた。Harlow, *op.cit.*, p.15.

2 アカウンタビリティーの定義

このようにアカウンタビリティーの概念には多くの類義語が存在するだけでなく、その概念の内容自体も歴史的および思想的に一枚岩とはとうてい言いがたい。特に現代においては、社会の複雑化を象徴するようにアカウンタビリティーの概念には様々な要素が絡まり、概念自体も一層多義化している状況である。したがって、それらの概念に共通の最大公約数的な要素の抽出には、細心の注意を要することとなる。

(1) アカウンタビリティーの辞書的定義

アカウンタビリティーの概念分析は、政治学、公的監查理論、行政学、法学、経済学、経営学、会計学、教育学などを始めとする多岐にわたる学問分野で様々なアプローチが試みられてきた。

それゆえアカウンタビリティーという言葉自体はその意味が極めて曖昧なものであり、それをとらえる受け手により、または、それを論じる分野により、その具体的内容にいたってはまるで違ったりえ方をされる可能性もないわけではない。したがって、アカウンタビリティーの概念を探るためには、最も基本的かつ最大公約数的な理解の得られているアカウンタビリティーの一般的な定義とは何なのかという検討がまず必要となってくる。

日本における「アカウンタビリティー」の一般的な辞書的な定義としては、国語審議会が2000年に「説明責任」という日本語に置き換えるべきだと言う指針を出したこともあり、説明責任という訳語が一般には広まっている¹⁰⁾。しかし、アカウンタビリティーの本来の意味は、このような説明責任という意味に簡単におさまるものとはとうてい言い難い。

たとえばほんの一例を挙げれば、アカウンタビリティーの概念を行政学的観点から研究した日本におけるパイオニアの一人である山谷清志は、単なる説明責任だけでなく、そこには説明 (account) する能力 (ability) も求められているとしており、能力も必要であるとしている¹¹⁾。その能力とは、医療におけるインフォームド・コンセントのように、素人が納得できるように説明できる能力、そうした専門家の姿勢と説明される内容の両方が問われているのだとする¹²⁾。

では、欧米におけるアカウンタビリティーの一般的な定義は、どのようになっているのだろうか。一般的な辞書の定義をみるために、『オックスフォード英英辞典 (Oxford English Dictionary)』(1970年) をみてみれば、「アカウンタビリティーとは、アカウンタブル (説明的) であることの質、すなわち、義務あるいは行為の免責のために、説明を与え、かつ回答する責任 (The quality of being accountable; liability to give account of, and answer for, discharge of duties or conduct.)」とされている¹³⁾。このアカウンタビリティーの定義は、非常に一般的で、政治、経済、法、経営、

10) 国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」2000年12月8日。次を参照。

www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/kokugo/toushin/001217.htm (2009年12月30日にアクセス)。

11) 山谷清志、「第6章：行政の評価と統制」福田耕治、真淵勝、縣公一郎編著『行政の新展開』、法律文化社、2002年、161頁。

12) 同上、161-162頁。

13) 筆者による翻訳。ここでは、便宜上 duty を義務、liability を責任と訳している。The Oxford English Dictionary, Oxford:

外交などあらゆる分野に汎用的に通用するという意味ですぐれていると言えよう。

もう少し絞って、政治または行政の分野では、どのようにとらえられてきたのかをみてみよう。たとえば、米国の政治・行政分野における一般的な定義を探るために、『ハーパー・コリンズ (Harper Collins) 米国政府・政治辞典』(1992年)を参照してみる¹⁴⁾。同辞典では、アカウントビリティーとは「社会一般、または、自分の特定の組織における自分の行動に関して、法的または組織的な上位の権威に対して、答えなければならない範囲 (The extent to which one must answer to higher authority – legal or organizational – for one’s actions in society at large or within one’s organization.)」とされている。同定義によるアカウントビリティーの概念は、日本の国語審議会による定義や『オックスフォード英英辞典』の一般的定義とは違い、なんらかの上位の権威の存在を前提とした、上位者と下位者の関係における説明責任である事が注目される。

ただし、『ハーパー・コリンズ米国政府・政治辞典』の定義するように、アカウントビリティーの概念が、なんらかの上位の権威の存在を前提とした概念であるかどうかは、様々な論者により意見の分かれるところである。ちなみに、日本においてアカウントビリティーの概念を監査理論の根本的原則として位置づけた先駆者の一人である碓氷聡史も、同定義同様に、アカウントビリティーの概念とはなんらかの上位の権威の存在を前提とした概念であるという議論を展開した¹⁵⁾。

(2) アカウントビリティーの一般的定義

上記で考察した政治学、行政学、法学などを始めとするあらゆる分野における様々なアカウントビリティーの定義において、最大公約数的に共通している基本的要素とは何なのだろうか。

アカウントビリティーとは、少なくとも二人以上の複数の行為主体の存在が前提となっており、ある行為主体から、別の行為主体へ、「なんらかの裁量的な意思決定権の委譲 (delegation of some discretionary decision-making authority)」（端的には、「権限の委譲 (delegation of authority)」)が行われることが、基本的前提となっている¹⁶⁾。権限委譲の全くない、「完全な管理的統制 (complete managerial control)」とは、ある行為者は、他の行為者の意思決定をすべて事前に (ex ante) 報告させ、他の行為者の提案を完全に干渉することができる状態のことを指す¹⁷⁾。そこでは、他の行為者には、全く裁量が与えられていないため、一定の行為に関する事後的 (ex post) な説明を他の行為者に要求する必要性自体が、そもそも存在しない。すなわち、アカウントビリティーの関係自体が成立しえない。

したがって、アカウントビリティーの関係とは、複数の行為主体間の権限の委譲が前提とされているということが言えよう。二者間におけるアカウントビリティーとは、「権限を委譲された行為主体 (A) が、権限を委譲した行為主体 (B) に、自分の行動に関して説明 (account) を

Clarendon Press, 1970.

14) Shafritz, Jay M., *The Harper Collins Dictionary of American Governments and Politics*, New York: Harper Collins, 1992.

15) 碓氷悟史『監査理論研究：監視・監督・監査の統合理論』同文館出版、1992年、x頁。

16) White and Hollingsworth, *op.cit.*, pp.7-8.

17) *Ibid.*, p.8.

する」ということと、さらに、「Aの説明に関して、Bが質問をした場合には、AはBに対して回答する責任がある」という最低限の要素から成り立っていると考えられる。これが、二者間のアカウントビリティーの関係における、最も単純な最大公約数的に共通している一般的な定義ではないかと考えられる。

3 法哲学的考察

(1) Responsibility、liabilityおよびdutyの概念

アカウントビリティーの概念には、「責任」という概念がコアにあることが確認された。この点に関連して、アカウントビリティーの概念の歴史的考察を行ったパトリシア・デイ (Patricia Day) とルドルフ・クライン (Rudolf Klein) も、「何かをするための責任 (responsibility) を持っていない限り、誰に対しても、アカウントブルであることはできない」として、責任の有無が、アカウントビリティーの行為者たる本質的な要件であることを指摘していた¹⁸⁾。

したがって、アカウントビリティーの概念の定義には、これまで責任概念の様々なサブ概念 (responsibility¹⁹⁾、liability²⁰⁾ およびduty²¹⁾ など) が頻繁に用いられてきた。ところが、これらのサブ概念の意味するところを厳密にみてみれば、それらは、論者により、様々である。アカウントビリティーの概念の明確化には、まず、これらのサブ概念の基本的意味や相互の関係も含めた考察がなされる必要がある。そのために、まず、これらのキーワードの解明を法哲学の研究成果に基づき行うとしたい。

H. L. A. ハートは、法哲学に関するエッセイ『刑罰と責任 (Punishment and Responsibility)』の中で、責任概念を大別して4つに分類することを提唱していた²²⁾。すなわち、役割責任 (Role-Responsibility)、因果責任 (Causal-Responsibility)、負担責任 (Liability-Responsibility)、能力責任 (Capacity-Responsibility) の四つである。

18) Day, Patricia and Rudolf Klein, *Accountabilities: Five Public Services*, London and New York: Tavistock Publications, 1987, p.5.

19) Responsibility, duty, liabilityなどのキーワードの解明の端緒として、これらの一般的な辞書の定義を参考までに、まず挙げておく。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版、2005年)によれば、responsibilityとは、「①責任：責任があること□法的責任という意味では、元来は民事・刑事ともresponsibilityではなくliabilityを用いるのが例であり、responsibilityは、責任能力などliabilityの根拠となる事由が存在することをさす—したがって実際問題として刑事法でよく用いられる—が、現在では法的な表現としてもliabilityと同義に用いられることが少なくない。②義務；責務；負担。③義務遂行能力□支払い能力なども含まれる」とされている。

20) 田中『英米法辞典』(前出)によれば、liabilityとは、「責任。あることをなすまたはなさないことを法的に義務づけられている状態。民事責任 (civil liability) と刑事責任 (criminal liability) に分けられる。法的責任という意味では、元来は民事・刑事ともresponsibilityではなくliabilityという言葉を用いるのが例であったが、現在ではresponsibilityという言葉もしばしば用いられる。」また、『ロングマン英英辞典』(2001年)によれば、「Liabilityとは、所有物に対する金銭的な支払いや、損害・障害に対する法的責任を負うこと」と定義されている。

21) 田中『英米法辞典』(前出)によれば、dutyとは、「①義務；(道義的) 責任；つとめ；任務。②債務；(法律上の) 責任=obligation、通常、受託者、管財人、取締役などの責任というときに用いられる、その他」と定義されている。また、同様に、responsibilityとは、「①責任；責任があること。法的責任という意味では、元来は民事・刑事ともresponsibilityではなく、liabilityを用いるのが例であり、responsibilityは、責任能力などliabilityの根拠となる事由が存在することをさす、現在では法的な表現としてもliabilityと同義に用いられることが少なくない。②義務；責務；負担。③義務遂行能力。支払い能力なども含まれる」と定義されている。

22) ハートの原典は次を参照。Hart, *op. cit.*, pp.211-230.

「役割責任」とは、ある人が社会組織において特定の地位・役職についている場合で、他者への福祉の供与あるいは組織目的の促進のために、特定の義務が地位・役職に結合している場合、そうした義務を行う責任があると言われる。

「因果責任」とは、何らかの結果に対する原因を指摘するものであり、因果責任の行為主体は、人間だけに限らず、出来事なども含まれる。

「負担責任」とは、法的責任や道徳的責任を指し、刑罰を科される、損害賠償をすること、道徳的非難を受けることなどを意味する。このような負担責任が認定される要件は、通常、精神的・心理的条件、行為と損害との因果的その他の関連性、行為者との関係性の三つである。

「能力責任」とは、法的ルール又は道徳がどのような行為を要求するかを理解し、その要求に沿って考慮し決定し、その決定に従って行為する能力である。

このハートの分析に従えば、liabilityはresponsibilityという包括的な概念の四つのサブ概念のうちの一つと位置づけられる、ということになる。ではdutyは、responsibilityあるいはliabilityとはどのような関係にあるのだろうか。

これに関して参考になると思われるのが、次に挙げるハンス・ケルゼンによる分析である。ケルゼン自身は、ハートのように明示的に責任概念を分類してはいたわけではない。したがって、その著書『法と国家の一般理論 (General Theory of Law and State)』に基づきながら、ケルゼンにみられる責任の概念の類型とはなにかを探るとする²³⁾。その際に、瀧川によって再構成されたケルゼンの責任概念の言明が参考になる。それによれば、ケルゼンは、「制裁・義務・責任」の三つの概念の類型論を展開したと考えられると言う²⁴⁾。以下、それぞれの概念の定義を引用する。

「制裁 (Sanktion; sanction)」とは、一般に、秩序によって規定された行為に対する反作用のことである。制裁には、法的・道徳的・宗教的制裁がある²⁵⁾。

「義務 (Pflicht; duty, obligation)」とは、規範によって一定の行為が命じられ、又は禁止される個人との関係における規範のことである²⁶⁾。ある個人が、規範によって義務づけられるとは、その反対の行動が規範違反行為であり、同時に、自身に向けられた制裁の条件をなしていることを意味している。ゆえに、規範によって義務づけられるということは、規範違反行為の潜在的主体であるということである。

「責任 (Haftung, Verantwortlichkeit; responsibility, liability)」とは、その反対の行動の際に発動される制裁のことである²⁷⁾。人は規範に合致した行為へと義務づけられる一方で、規範に違反した行為に対して責任を負う。

ここにおいて、「義務」と「責任」の区別は、明確になる。すなわち、義務は規範違反行為の潜在

23) 本論文では、ケルゼンについては、次の著書を参照している。Kelsen (2006), *op.cit.*

24) 瀧川がどのようにケルゼンによる分析を再構成していたのかについては、次を参照。瀧川裕英『責任の意味と制度—負担から応答へ—』勁草書房、2004年、28-29頁。

25) Kelsen (2006), *op.cit.*, pp.20-21.

26) *Ibid.*, pp.58-59.

27) *Ibid.*, p.65.

的主体を示すに対し、責任は制裁の潜在的客体を示す²⁸⁾。通常、義務の主体と責任の主体は一致するが、制裁が規範違反行為者以外に向けられるときには、義務と責任の区別が必要になってくる²⁹⁾。

したがって、ケルゼンによる「責任 (responsibility, liability)」の概念は、過去責任状況において、規範違反の結果として発生する負担あるいは不利益を意味し、その意味で、前述したハートによる「負担責任 (liability-responsibility)」の概念に対応するということになると考えられる³⁰⁾。負担責任の内容としては、法的には刑罰・損害賠償などが、道徳的・社会的には非難や配慮・辞任・解任などが含まれる³¹⁾。

また瀧川は、ハートの「役割責任 (role-responsibility)」の概念に対応するのが、ケルゼンの「義務 (duty, obligation)」の概念であるとして、彼自身はこれを「役割責任」と呼ばずに、日本語で「責務としての責任 (略して責務責任)」と呼ぶことを提唱した³²⁾。「責務責任」とは、人がある立場・地位・役割を占めることによって発生する何らかの責務を意味する概念である³³⁾。ただし、瀧川自身は、「責務 (obligation)」としての責任を、役割によって規定された責任や「職責 (duty)」に還元してしまうことに対しては批判があることを認め、自身による「責務責任」は、役割責任だけでなく、「自然的義務 (natural duty)」も含む意味で用いられていることを言明した³⁴⁾。

この瀧川による「責務 (obligation)」と「(自然的) 義務 (duty)」の概念的な区別は、ジョン・ロールズ (John Rawls) による解釈に依拠していた³⁵⁾。すなわち、「責務 (obligation)」とは、自発的行為の結果として発生し、制度や社会的実践と必然的関連があり、制度的関係のある通常限定された個人に適用される。それに対し、「義務 (duty)」とは、自発的行為であるかどうかは関係なく、制度社会的実践と必然的関連を持たず、制度的関係のない人に対しても課される。したがって、瀧川の意図する責務責任とは、このように区別された責務と義務の両方を含む、より一般的な「務め」とでもいうべき意味である。

ただし、責務責任の概念の中に、全ての義務が含まれているわけではない。一般に責任は、比較的複雑で広範な事柄に関する義務であり、一定の期間継続した配慮と注意を要求する³⁶⁾。それに対し、義務は、短期間あるいは単純な事柄に関することもありうる³⁷⁾。つまり、責務責任は、義務とは異なり、一定の「裁量 (discretion)」を本質的な構成要素としている³⁸⁾。したがって、裁量を行使する「能力・権力 (Macht)」のない存在者に対しては責務責任を負わせることはできな

28) 瀧川、前掲書、29頁。

29) Kelsen (2006), *op.cit.*, p.69.

30) 瀧川、前掲書、35頁。

31) Hart, *op.cit.*, pp.215-227.

32) 瀧川、前掲書、36頁。

33) 同上、36頁。

34) 同上、36頁、および218頁。

35) Rawls, John, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971, pp.108-117.

36) 瀧川、前掲書、37頁。Goodin, Robert. E., *Unilateralism as a Public Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, p.83.

37) Hart, *op.cit.*, p.213.

38) 瀧川、前掲書、37頁。Feinberg, Joel, "Duties, Rights and Claims" in his *Rights, Justice and the Bounds of Liberty*, Princeton: Princeton University Press, 1980, p.137.

い³⁹⁾。

このようなケルゼンの義務と責任の概念の区別と、ハートによる責任概念の類型論とは、どのように対応しているのだろうか。本論文の考察の対象たるアカウントビリティーの概念と密接な関わりをもつduty、obligation、responsibility、liabilityという四つの責任のサブ概念に注目し表にまとめてみると、次のようになると考えられる（参照、表1：ケルゼンとハートにみられる責任のサブ概念）。

表1：ケルゼンとハートにみられる責任のサブ概念

ケルゼン		ハート
義務 (duty, obligation)	規範違反の潜在的主体	役割責任 (role-responsibility) →瀧川の「責務責任」と原則的に対応
責任 (responsibility, liability)	制裁の潜在的客体	負担責任 (liability-responsibility)

(筆者作成)

(2) 責務責任と負担責任

責務責任のもう一つの特徴は、負担責任同様に転嫁可能性を持つということである⁴⁰⁾。すなわち、過去責任状況において、規範に違反したものが誰かという考慮とは独立して、責務責任は第三者に転嫁されうる。このような責務責任は、しばしば負担責任として表象するゆえに、両概念はしばしば混同されがちである。たとえば、損害賠償は責務であるとともに、負担でもある。すなわち、損害賠償は、損害賠償義務であるとともに損害賠償責任でもありしばしば言われる。これらは、それぞれ責務責任と負担責任に対応していると考えられる。すなわち、第一次系列として発生するのは、損害賠償責任（負担責任）であり、それを任意に履行しない場合には、第二次系列として損害賠償義務（責務責任）を負うと考えられる。

この点に関連して、レスリー・ベンダー (Leslie Bender) などにみられるように、責務責任と負担責任を、「事前責任 (pre-event responsibility)」と「事後責任 (post-event responsibility)」にそれぞれ対応させる見解がある⁴¹⁾。事前責任とは、「予防基底的责任 (prevention-based responsibility)」とも呼ばれ、何かが起こったときに責任を負うのは誰かを事前に指示する概念であり、事前責任を負う者は、未然に防ぐために予防措置をとることが期待されている。事後責任は、「応答基底的责任 (response-based responsibility)」とも呼ばれ、何かの出来事の後に観念される概念であり、その出来事に事前責任があるものに対して要求される責任概念である。このように、責務責任と負担責任を一定の事態の前後に注目し分類することは、後述するアカウントビリティーの概念の事前性と事後性の要素を解明する際、大変有益である。

39) Lucas, J.R., *Responsibility*, Oxford: Oxford University Press, 1995, p.186.

40) 瀧川、前掲書、37頁。

41) 同上、38頁。Bender, Leslie, "Feminist (Re) torts: Thoughts on the Liability Crisis, Mass Torts, Power and Responsibilities", *Duke Law Journal*, 1990, pp.848-912.

これまで、主に法哲学の分野における責任のサブ概念の解釈を概観してきた。アカウントビリティーの概念の解明に重要な意味を持つ、responsibility、liability、duty、obligationなどの責任のサブ概念のとらえ方は、厳密にはいまだ論者により様々であり、一致をみない。また、それらのサブ概念のカバーする範囲も、排他的とは必ずしも言えず、相互にオーバーラップしている面も否定できない。したがって、ここでは責任概念の全容の解明に迫るのではなく、後述するアカウントビリティーの概念の解明に重要な意義を持つと思われる、責務責任と負担責任という二つの概念のみを取り上げ、その特徴の比較を挙げるにとどめることとする⁴²⁾ (参照、表2：責務責任と負担責任)。

表2：責務責任と負担責任

責任 (responsibility) の概念	責任の意味	事前性または事後性
責務責任 (Obligation-Responsibility -ただし、natural dutyも含む)	責務	事前責任 (予防基底的責任)
負担責任 (Liability-Responsibility)	負担 (あるいは不利益)	事後責任 (応答基底的責任)

(筆者作成)

4 公的監査理論からの考察

(1) レスリー・ノルマントンの定義

第3章の法哲学的考察で明らかにされた責任 (responsibility or liability) または義務 (duty or obligation) などの概念に基づき、アカウントビリティーの概念の基本的関係を再構成してみると、どのような関係が浮かび上がってくるのだろうか。

まず、多々あるアカウントビリティーの概念の定義の中でも代表的ともいえる、イギリスの公的監査理論のレスリー・ノルマントン (E. Leslie Normanton) による定義を取り上げてみる。ノルマントンの定義 (1971年) の特徴は、「duty (義務)」ではなく、「liability (負担責任)」という概念に注目した点である。すなわち、ノルマントンによれば、「アカウントビリティーとは、自分が何をしたか、そして、自分がどのように財務的責任、あるいは、政治的、憲法的、階層的、あるいは契約的な起源に基づくその他の責任を果たしたかを開示し、説明し、正当化する負担責任 (liability) を指す (Accountability means a liability to reveal, to explain and to justify what one does; how one discharges responsibilities, financial or other, whose several origins may be political, constitutional, hierarchical or contractual.)」と定義された⁴³⁾ (下線部分強調は筆者による)。

42) 本表は、瀧川の責任概念に関する哲学的考察のうち、本論文の主題たるアカウントビリティーの概念の考察に関連性が深いと筆者が考えた部分だけを抽出し、その議論を筆者が再構成したものである。したがって、瀧川の責任概念の概容を網羅的に把握するものでも、正確に反映するものでもない。

43) Normanton, E. Leslie, "Chapter 14, Public Accountability and Audit: A Reconnaissance" in Bruce L. R. Smith and D.C. Hague (eds.), *The Dilemma of Accountability in Modern Government: Independence versus Control*, London: Macmillan,

ノルマントンの定義においては、上位の権威の不在にもかかわらず、権限を委譲した者が、権限を委譲された者に対して、なんらかの影響力を及ぼしている関係の存在が前提となっている。そこにあるのは、影響力などのなんらかの力の関係であるが、その関係は必ずしも上下関係とは限らないとされていた点が注目される⁴⁴⁾。

ノルマントンの定義においては、開示・説明・正当化する責任が、すべてliabilityという一つの概念で表現されていた。liabilityという概念は、本来、規範違反行為に対して発動される負担あるいは不利益を指すことから、応答基底的责任、すなわち事後責任の概念である。しかし、アカウントビリティの概念には、事後責任だけでなく、obligationの概念（あるいはdutyの概念も含む）に相当する、予防基底的责任、すなわち事前責任の概念も含まれると考えられる。おそらく、ノルマントンの定義には、規範違反行為に対する制裁を指す責任（liability）の概念だけでなく、規範によって一定の行為が命じられることを指す義務（duty、obligation）の概念も未分化に含まれていたのではないかと推測される。しかし、いずれにせよ、ノルマントンの定義においては、二つの責任のサブ概念の区別が曖昧なまま残されていたという点で限界があった。

(2) フィデルマ・ホワイトらの定義

このようにノルマントンの定義がすべての責任をliabilityという概念で表しており、責任のサブ概念を区別するにはいたっていなかったのに対し、責任のサブ概念を明確に区別して用いることを試みたのが、次に紹介するフィデルマ・ホワイト（Fidelda White）とキャサリン・ホリングスワース（Kathryn Hollingsworth）であった⁴⁵⁾。

イギリスの公監査制度を分析したホワイトとホリングスワースによれば、アカウントビリティの基本的概念とは次の二つの要素から成り立っているとされた。すなわち、

- ① 行為者Aが、行為者Bに対して、自身の行為を開示し、説明し（explain）、正当化する、行為者Aの申し開き（account）の義務（duty）。
- ② 行為者Bが行為者Aの行為を承認あるいは不承認するなどのBの二次的な行為に対する、Aの負担責任（liability）。（これは、Aとの関係におけるBの権限（power）とも表現される。）

ホワイトとホリングスワースは、権限を委譲された行為主体が、権限を委譲した行為主体に対して負っている第一次系列に属する申し開きの責任を、「duty（義務）」と呼んだ⁴⁶⁾。そして、権限

1971, pp.311-345.

44) ノルマントンは、アカウントビリティの概念における「主人-従者関係（master-servant relationship）」を明示的に否定している。次を参照。Ibid., p.313.

45) ホワイトとホリングスワースは、公的セクターにおける監査のコンステイテューショナルな役割を、イギリスの中央政府の監査（北アイルランドを除く）を例にとり探究した。次の著書を参照。定義については、同書6頁を参照。White and Hollingsworth, *op.cit.*, p.6.

46) ホワイトらの定義に用いられたduty、liability、powerなどの概念は、ホーフエルド（Hohfeld, W.N.）の定義に基づいていた。次を参照。Hohfeld, W.N. in W. Cook (ed.), *Fundamental Legal Conceptions Applied in Judicial Reasoning and Other Es-*

を委譲された者の行為が権限を委譲した行為主体によって不承認された場合、権限を委譲された行為主体が負うことになる、自らの行為に関する第二次系列に属する責任概念を「liability（負担責任）」と呼んだ。これにより、責任のサブ概念の二層化を図り、両者を明確に区別するにいたった。

ホワイトらが定義で用いているdutyやliabilityなどの概念は、ケルゼンの「制裁・義務・責任」の三つの概念の類型論の観点から分析した場合、どのように再構成されるのだろうか。

まず、ホワイトらのいうアカウントビリティーの第一次系列の関係においては、権限を委譲された者は、権限を委譲した者に対して、一定の行為、すなわち、説明することを命じられている。これは、ケルゼンの類型論における「義務（Pflicht; duty, obligation）」の概念、すなわち規範によって一定の行為が命じられ、あるいは、禁止される個人との関係における規範が該当すると考えられる。

次に、ホワイトらのいうアカウントビリティーの関係においては、権限を委譲した者は、権限を委譲された者の説明を承認あるいは不承認する意を「表現する（express）」権限を保有していた。これには、ケルゼンの類型論における「制裁（Sanktion; sanction）」の概念が該当すると考えられる。すなわち、秩序によって規定された行為に対する反作用であり、必ずしも法的なものとは限らず、道徳的・宗教的制裁なども指す概念が該当すると考えられる。ただし、権限を委譲された者による不承認行為の正当化の説明が、権限を委譲した者によって承認されなくとも、ホワイトらによるアカウントビリティーの概念の枠組みにおいては、不承認の表現以上の制裁、たとえば、不承認行為に関する是正行動をとらせるとかが求められるかどうかは必須要件ではないとされていたことに留意する必要がある⁴⁷⁾。

さらに、責任の第二次系列の関係においては、権限を委譲された者の説明が、権限を委譲した者に不承認される、すなわち、規範違反行為とみなされた場合に、権限を委譲された者は、規範違反の結果として発生する負担としての自己の行為の正当化の責任を負っていると考えられる⁴⁸⁾。これは、ケルゼンの類型論における「責任（Haftung, Verantwortlichkeit; responsibility, liability）」の概念、すなわち規範に合致した行為の反対の行動の際に発動される制裁のことを指している。このケルゼンの責任の概念には、ハートのいう「負担責任（liability-responsibility）」の概念が該当していると考えられる。したがって、アカウントビリティーの第二次系列の責任にliabilityの概念を適用したホワイトらの議論には妥当性があると考えられる。

これらのことから、ホワイトらによるアカウントビリティーの定義をケルゼンの「制裁・義務・責任」の三つの概念の類型論に基づき判断すると、ノルマントンの定義では曖昧だった責任（liabil-

says, New Haven: Yale University Press, 1923.

47) ホワイトらは、アカウントビリティーの枠組みにおいては、権限を委譲した行為主体は、不承認の意思表示をする表現能力があればいいとしていた。しかし、その一方で、ホワイトらは、公的監査理論の枠組みにおいては、意思表示だけでは不十分で、不承認以上の是正行動をとらせる能力などが必要とされることを指摘する。この問題については、後段のAudienceの能力の考察の項にて詳細に検討するとする。White and Hollingsworth, *op.cit.*, p.6.

48) これに関連して、ホワイトらは、権限を委譲された行為者Aのパフォーマンスが、権限を委譲した行為者Bにとって、満足のいくものであることが規範（norm）と考えられていることを指摘した。*Ibid.*, p.6.

ity) の概念を、第一次系列の義務 (duty) の概念と第二次系列の負担責任 (liability) の概念に明確に二層化したのは適切だったのではないかと結論づけられる。ただし、ここで判断基準として採用したケルゼンの三つの概念の類型論においては、ドイツ語のPflichtに該当する英語の概念には duty と obligation の二つが存在しており、両者の区別については言及されていなかった。したがって、アカウントビリティーの枠組みにおける第一次的な「義務」の概念に該当していたのは、この duty と obligation のうちどちらだったのか、という問題が別途検討される必要がある⁴⁹⁾。

ホワイトらは、アカウントビリティーの第一次系列の関係においては、権限を委譲された者は、権限を委譲した者に対して説明の duty (義務) を負っていると規定した。しかし、この第一次系列の関係には、duty (義務) ではなく、obligation (責務) の概念が原則的に該当すると考えられる。なぜなら、obligation は、duty と違い、制度や社会的実践と必然的関連があり、制度的関係のある通常限定された個人に適用される概念であるからである。それに対し、duty は、制度や社会的実践と必然的関連を持たず、制度的関係のない人に対しても課される。アカウントビリティーのプロセスにおける説明の責任は、ある行為者から他の行為者への権限の委譲に伴う関係を前提として生じるため、原則的には duty ではなく、obligation が該当すると考えられる。

また、この obligation の概念には、瀧川のいう「責務に関する責任」の概念、すなわち人がある立場、地位、役割を占めることによって発生する何らかの責務を意味する概念が該当するのではないかと考えられる。ただし、責務としての責任を、役割 (role) によって規定された責任・職責 (duty) に還元してしまうことには批判もあるため、それを考慮した結果、瀧川のいう責務責任は、役割責任 (role-responsibility) だけでなく、ロールズの言う自然的義務 (natural duty) も含む広い意味で用いられていることに留意する必要がある⁵⁰⁾。

これらのことより、アカウントビリティーの第一次系列の関係は、原則的に obligation の概念にてとらえられるべきものと推論される。したがって、第一次系列の責任に duty の概念を適用したホワイトらの議論は、厳密には修正される必要があると考えられる。

また、この責務責任は「予防基底的责任」とも呼ばれ、何かが起こったときに責任を負うのは誰かを事前に指示する概念であり、事前責任を負う者は、未然に防ぐために予防措置をとることが期待されている。これをアカウントビリティーの第一次系列の関係に適用してみれば、権限を委譲された者は予防責任を負っているため、自身が責任を負うことになるようにならなかが起こらないように、未然に防ぐために予防措置をとることを期待されているということになる。つまり、アカウントビリティーのプロセスは、権限を委譲された者の行為が完了した後の段階 (ex post) に作用するだけでなく、行動をする前の段階 (ex ante) にも作用すると考えられる⁵¹⁾。すなわち、権限を委譲された者が、その行動を決定する際になんらかの影響を与えていると考えられる。あるいは、

49) ただし、duty と obligation の概念は、法哲学的には相互交換性があるとも考えることも可能である。一方本論文のように、obligation と (natural) duty を明確に区別する立場に立つ論者としては、ジョン・ロールズが挙げられる。Rawls (1971), *op. cit.*, p.108-117.

50) 瀧川、前掲書、218頁。

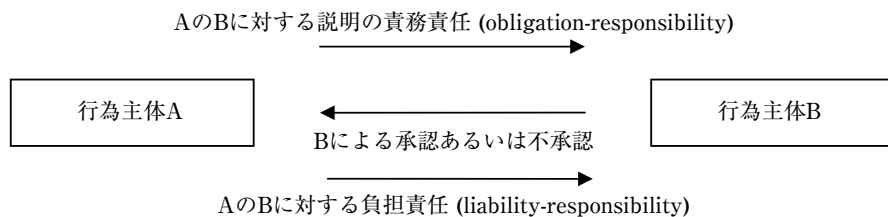
51) White and Hollingsworth, *op. cit.*, p.6.

アカウントビリティーの概念は、本来は事後統制的な (ex post) 概念なのであるが、事後の統制を想定して行動を選択するという側面からみれば、事前統制的な (ex ante) 概念であるという言い方もできるだろう⁵²⁾。

ホワイトらの言うアカウントビリティーの第二次系列の関係においては、権限を委譲された者の説明が、権限を委譲した者に不承認された場合に、その出来事に事後責任がある者には、自己の行為に関する責任が要求されていると考えられる。これには、ハートの言う負担責任 (liability-responsibility) の概念が該当すると推定される⁵³⁾。この負担責任は、「応答基底の責任」とも呼ばれ、その出来事に事後 (ex post) 責任がある者に対して要求される責任概念であるとされている。したがって、第二次系列の責任にliabilityの概念を適用したホワイトらは適切だったと言えよう。

これらの考察により、ホワイトらの行ったdutyおよびliabilityという責任概念の二層化のうち、事後責任である第二次系列の責任概念にliabilityを該当させることに関しては、正当化されうると考えられた。しかし、事前責任である第一次系列の責任概念にdutyを該当させることに関しては、むしろobligationのほうが妥当だと考えられた。なぜなら、obligationは、本来制度や社会的実践と必然的関連があり、制度的関係のある限定された個人に対して課される概念であることから、権限委譲の実践を前提としたアカウントビリティーの関係には、より適切だと考えられた。したがって、アカウントビリティーの基本的概念においては、責任概念は、第一次系列の責任であるobligation-responsibilityと、第二次系列の責任であるliability-responsibilityに二層化されると結論づけられる。この関係を簡略に図式化してみると、次のようになる (参照、表3：二者間のアカウントビリティーの基本的構造)。

表3：二者間のアカウントビリティーの基本的構造



(筆者作成)

おわりに

アカウントビリティーの意味

本論文では、現代において人間の社会生活のあらゆる場面にて使われるようになった、アカウントビリティーの概念の一般的な意味とはなにかを、法哲学上の責任概念の視座を中心として探って

52) 山谷、前掲論文、162頁。

53) Hart, *op. cit.*, pp.215-227.

みた。

そこで明らかにされたのは、アカウントビリティーの関係の基本には、ある行為主体から他の行為主体への、裁量的な意思決定権を含む権限の委譲が必ず存在するということであった。最も基本的な関係である二者間の関係を例にとりアカウントビリティーの概念の基本的要素を探ってみると、権限を委譲された人間は、権限を委譲した人間に自身の行為の説明をする第一次的な責任と、その説明が不承認された場合に、正当化などの第二次的な責任を負うという二つの要素からなることが明らかになった。そして、その基本的構造を法哲学上の責任のサブ概念を用いて分析してみると、権限を委譲された行為主体が負うべき責任概念は、第一次系列の責任である責務責任 (obligation-responsibility) と、第二次系列の責任である負担責任 (liability-responsibility) という、二つのサブ概念に二層化することができることが解明された。前者が事前 (ex ante) 責任、後者が事後 (ex post) 責任に該当すると考察された。

〔付記〕 本稿は科学研究費補助金「国連行政におけるアカウントビリティーの概念の歴史的考察と現代的展開」(基盤研究C、平成21～23年度)による研究成果の一部である。